

公立大学法人岡山県立大学における次期理事長選考結果について

公立大学法人岡山県立大学（以下「県立大学」という。）理事長選考会議において、次期理事長予定者として、現職の三宮信夫氏が選出され、設置者である県に対し、任命の申出があった。

公立大学法人の理事長の任命は、地方独立行政法人法第71条第2項の規定に基づき、県知事が当該公立大学法人の申出に基づいて行うこととなっている。

なお、県立大学定款の規定に基づき、理事長は県立大学の学長となる。

記

選考結果

(1) 次期理事長予定者

さんのみや のぶお
三宮 信夫（現理事長（学長）、69歳）

(2) 任期

平成21年4月1日～平成23年3月31日（2年間）

(3) 主な職歴等

昭和37年 3月 京都大学工学部卒業
42年 3月 京都大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学
44年 1月 工学博士（京都大学）
51年11月 京都大学工学部助教授
61年 6月 京都工芸繊維大学工芸学部教授
平成16年 4月 岡山県立大学学長
19年 4月 公立大学法人岡山県立大学理事長（学長）

※ 地方独立行政法人法（抜粋）

第71条 第2項

…(略)… 大学の学長となる公立大学法人の理事長の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

第14条

理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

- ①当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- ②前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者